

（宛先）多賀城市長

経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請書兼実績報告書

経営環境変化対応資金連動型給付金の交付を受けたいので、多賀城市経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請する交付対象者

所在地	〒 985-8531			
	多賀城市中央2丁目1番1号			
事業者名 （個人事業主は氏名）	株式会社 ●●●			
代表者名	代表取締役 多賀城 太郎			
連絡先	電話番号	022-368-4204	担当者名	同上
	E-mail	shoko@city.tagajo.miyagi.jp		

2 給付金交付申請額

	円
--	---

償還約定表に基づき算出した最長5年分の利子相当額を給付します。借入額に応じた給付上限額（下表）をご確認のうえ、申請額をご記入ください。

3 添付書類

経営環境変化対応資金連動型給付金申請・必要書類	
✓ (1)	給付対象融資の実行が確認できる書類 （借用証書、金銭消費貸借契約証書、融資の
✓ (2)	給付対象資金融資に係る利子が確認できる書類 （償還約定表、お支払額明細書等）
✓ (3)	【法人】登記事項証明書の写し（3か月以内） 【個人】印鑑証明書の写し（3か月以内）、事業所の場所が確認できる書類（住民登録が市外の方は、以下の資料を追加提出 ・・・市内に施設を所有（施設の固定資産税が分かる資料） ・・・市内に施設を賃貸（賃貸借契約書等）
✓ (4)	多賀城市税の滞納がないことの証明書（完納証明書）（30日以内）

貸付額	給付金額上限
500万円以内	20万円
500万円超1,000万円以内	30万円
1,000万円超1,500万円以内	40万円
1,500万円超	50万円

※上記の提出書類が全て揃っていることをチェックした上で申請してください。

※書類の不備等の確認でお問合せすることがありますので、提出される申請書類は、事業者様にて控え（コピー等）を保管していただきますようお願いいたします。

4 誓約事項

- ↓ 要件を満たす項目にチェック☑を入れてください。
↓ 全ての要件を満たさない（チェックが無い項目がある）場合は、給付金の対象とはなりません。

給付対象事業者について	
✓	(1) 法人にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあつては市内で事業を営んでおり、かつ、中小企業です。（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者。）
✓	(2) みなし大企業ではありません。 ※下記の要件に当てはまる場合はみなし大企業となり、本事業の対象となりません。 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業 イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
✓	(3) 暴力団排除に関する事項 法人等（個人又は法人をいう。）は、暴力団多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）ではありません。 また、役員等は、暴力団員（同条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）ではありません。
✓	(4) 給付対象融資の実行時、交付申請時及び交付決定時の各時点において、市内で事業を継続しています。
✓	(5) 全ての多賀城市税に滞納がありません。 なお、提出する完納証明書は原本又は原本の写しに相違ありません。
✓	(6) 給付金の交付申請に当たり、上記のいずれにも誓約又は同意をいたします。 この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなった場合も、異議は一切申し立てません。上記について理解の上、交付申請いたします。